

霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例（平成27年霧島市条例第30号）の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 温泉 温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。</p> <p>(2) 発電事業者 温泉を利用して地熱発電を行う事業者をいう。</p> <p>(3) 対象事業 発電事業者による既存の温泉を利用若しくは温泉を新たに掘削、替え掘り若しくは増掘して行う地熱発電事業又は発電後に生じる蒸気や熱水等を活用した事業をいう。</p> <hr/> <p>(4) 事業計画 対象事業に関し、市長が別に定める事項を記載した計画をいう。</p> <p>(5) 暴力団関係法人等 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団の構成員若しくは暴力団に協力し、関与する等これと関りを持つ者又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があったもの若しくは警察等捜査機関が確認したものをいう。）が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等をいう。</p> <p>(事業計画の同意)</p> <p>第4条 発電事業者は、対象事業を実施するに当たり、次の各号に掲げる行為を行う場合には、当該各号に定める日までに市長に事業計画を提出し、あらかじめ（第2号にあっては、同号に規定する申請に係る鹿児島県知事の処分後）その同意を得なければならない。</p> <p>(1) 発電事業者が発電事業に係る温泉資源賦存状況調査（温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（改訂）（平成29年10月環境省自然環境局策定）中第三の2に定める地熱開発のための調査及びこれに準ずるものをいう。）を行うとき 当該調査（既存資料調査を除く。）を実施しようとする日の90日前</p> <p>(2) 発電事業者が温泉法第3条又は第11条の規定により鹿児島県知事への申請を行うとき <u>（発電事業の開始後に実施する掘削等で発電出力の増加を伴わないものを除く。）</u> 当該申請を行おうとする日の90日前</p> <p>(3) 発電事業者が発電設備の設置工事を行うとき 当該設置工事を行おうとする日の9</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 温泉 温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。</p> <p>(2) 発電事業者 温泉を利用して地熱発電を行う事業者をいう。</p> <p>(3) 対象事業 発電事業者による既存の温泉を利用若しくは温泉を新たに掘削、替え掘り若しくは増掘して行う地熱発電事業又は発電後に生じる蒸気や熱水等を活用した事業をいう。<u>ただし、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項及び鹿児島県環境影響評価条例（平成12年鹿児島県条例第26号）第2条第2項に基づく環境影響評価の対象となる事業を除く。</u></p> <p>(4) 事業計画 対象事業に関し、市長が別に定める事項を記載した計画をいう。</p> <p>(5) 暴力団関係法人等 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団の構成員若しくは暴力団に協力し、関与する等これと関りを持つ者又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があったもの若しくは警察等捜査機関が確認したものをいう。）が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等をいう。</p> <p>(事業計画の同意)</p> <p>第4条 発電事業者は、対象事業を実施するに当たり、次の各号に掲げる行為を行う場合には、当該各号に定める日までに市長に事業計画を提出し、あらかじめ（第2号にあっては、同号に規定する申請に係る鹿児島県知事の処分後）その同意を得なければならない。</p> <p>(1) 発電事業者が発電事業に係る温泉資源賦存状況調査（温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（改訂）（平成29年10月環境省自然環境局策定）中第三の2に定める地熱開発のための調査及びこれに準ずるものをいう。）を行うとき 当該調査（既存資料調査を除く。）を実施しようとする日の90日前</p> <p>(2) 発電事業者が温泉法第3条又は第11条の規定により鹿児島県知事への申請を行うとき _____ 当該申請を行おうとする日の90日前</p> <p>(3) 発電事業者が発電設備の設置工事を行うとき 当該設置工事を行おうとする日の9</p>

0日前

(4) 発電事業者が事業実施のために必要とされる法令等の手続に関して市長の同意等を必要とする場合 当該手続を行う90日前

2 市長は、同意の可否に関し審査するため、前項により事業計画を提出した発電事業者に対し、必要と認められる情報を文書により提出することを求め、又は当該発電事業者の同意を得て現地調査を実施することができるものとする。

3 市長は、第1項の規定により事業計画の提出を受けたときは、霧島市温泉資源の保護及び適正な利用に関する調査検討委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。

4 市長は、地域の温泉資源の適切な保護及び適正な利用を図るため、必要に応じて、前項に規定する委員会の意見（第1項第2号に係るものに限る。）を踏まえた意見書を鹿児島県知事に提出するものとする。

5 市長は、第3項に規定する委員会の意見を参酌して同意の可否を決定するものとする。

6 市長は、同意を行う場合には、発電事業者に対して必要な条件を付すことができ、発電事業者は当該条件を事業計画の内容に反映させなければならない。

（設置）

第14条 第4条第1項により提出された事業計画又は第5条第1項により提出された変更事業計画の調査審議を行うため、委員会を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、対象事業が周辺の温泉に及ぼす影響その他の規則で定める事項を調査するものとする。

（会議）

第17条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（関係者の出席等）

第18条 委員会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、必要な説明又は資料の提出を求めることができる。

（専門部会）

第19条 委員会に、専門的事項を調査するため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員のうち、第15条第1項第1号に規定する者をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。

5 部会長は、専門的事項の調査を終了したときは、その結果を委員会に報告するものと

0日前

(4) 発電事業者が事業実施のために必要とされる法令等の手続に関して市長の同意等を必要とする場合 当該手続を行う90日前

2 市長は、同意の可否に関し審査するため、前項により事業計画を提出した発電事業者に対し、必要と認められる情報を文書により提出することを求め、又は当該発電事業者の同意を得て現地調査を実施することができるものとする。

3 市長は、第1項の規定により事業計画の提出を受けたときは、霧島市温泉資源の保護及び適正な利用に関する調査検討委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。

4 市長は、地域の温泉資源の適切な保護及び適正な利用を図るため、必要に応じて、前項に規定する委員会の意見（第1項第2号に係るものに限る。）を踏まえた意見書を鹿児島県知事に提出するものとする。

5 市長は、第3項に規定する委員会の意見を参酌して同意の可否を決定するものとする。

6 市長は、同意を行う場合には、発電事業者に対して必要な条件を付すことができ、発電事業者は当該条件を事業計画の内容に反映させなければならない。

（設置）

第14条 第4条第1項により提出された事業計画又は第5条第1項により提出された変更事業計画の調査審議を行うため、委員会を置く。

（新設）

（会議）

第17条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（関係者の出席等）

第18条 委員会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、必要な説明又は資料の提出を求めることができる。

（新設）

する。この場合において、委員会が特に求めるときは、当該時点における調査の結果を報告するものとする。

6 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第17条第1項及び第18条中「委員会」とあるのは「部会」と、第17条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委員会の庶務)

第20条 委員会の庶務は、企画部地域政策課が行う。

(情報の収集及び公開)

第21条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため、発電事業者に対象事業の実施に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、前項により発電事業者から提供を受けた情報（同意を得た発電事業者に関する情報を含む。）の公開に努めるものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

(委員会の庶務)

第19条 委員会の庶務は、企画部地域政策課が行う。

(情報の収集及び公開)

第20条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため、発電事業者に対象事業の実施に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、前項により発電事業者から提供を受けた情報（同意を得た発電事業者に関する情報を含む。）の公開に努めるものとする。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。